

<p>事例項目</p>	<p>門真市営住宅使用料における納付場所(金融機関)の記載誤りについて <取扱金融機関の確認漏れによる納付通知書の記載誤り></p>
<p>事例発生日等</p>	<p>平成21(2009)年10月</p>
<p>担当課</p>	<p>都市建設部 都市政策課</p>
<p>事例概要</p>	<p>発生までの経過</p> <p>①平成21(2009)年3月、門真市営住宅使用料納付通知書の印刷を行うため、取扱い可能な金融機関について、会計課に問い合わせを行った。 ②その後、会計課に再確認を行わず納付通知書の印刷を行った。 ③その印刷した納付通知書を、平成21(2009)年9月末に後期分(平成21(2009)年10月～平成22(2010)年3月分)として、入居者に送付した。 ④平成21(2009)年10月6日、入居者が、上記③の納付書により、ゆうちょ銀行で納付しようとしたところ、当該納付書は、ゆうちょ銀行で取り扱えないことが判明した。</p>
	<p>当時の対応</p> <p>①10月6日、納付書がゆうちょ銀行で使用できない旨の、訂正(お詫び)文を各戸配布し周知に努めた。また、市営住宅のエレベーター横や、自治会回覧板に目立つように拡大した訂正(お詫び)文を掲載した。【資料(2)－25－1】</p>
<p>発生原因</p>	<p>・納付通知書を印刷する際、会計課に対し、取扱い可能な金融機関の再確認を行わなかった。</p>
<p>再発防止対策</p>	<p>・納付通知書作成の際は、会計課との調整を徹底する。</p>
<p>添付資料</p>	<p>【資料(2)－25－1】…門真市営住宅使用料納付通知書についての訂正(お詫び)</p>